

令和8年度 観音寺市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度観音寺市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア	接続人口	9,629	人
イ	年間総処理水量	2,833,761	m ³
ウ	一日平均排水量	7,764	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	管路工事	114,500	千円
(イ)	処理場工事	3,000	千円
(ウ)	ポンプ場工事	66,730	千円

(2) 農業集落排水事業

ア	接続人口	472	人
イ	年間総処理水量	43,874	m ³
ウ	一日平均排水量	120	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	処理場工事	3,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,419,517 千円
第1項 営業収益		700,322 千円
第2項 営業外収益		719,195 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,412,977 千円
第1項 営業費用		1,338,742 千円
第2項 営業外費用		69,135 千円
第3項 特別損失		100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入	
第1款 下水道事業収益		47,977	千円
第1項 営業収益		6,411	千円
第2項 営業外収益		41,566	千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用		48,014	千円
第1項 営業費用		46,635	千円
第2項 営業外費用		879	千円
第4項 予備費		500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額443,492千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,137千円、過年度分損益勘定留保資金192,472千円及び当年度分損益勘定留保資金237,883千円で補てんするものとする。）。

(1) 公共下水道事業

	収	入	
第1款 資本的収入		250,407	千円
第1項 企業債		151,800	千円
第2項 国・県補助金		45,000	千円
第9項 他会計出資金		53,607	千円
	支	出	
第1款 資本的支出		675,610	千円
第1項 建設改良費		184,230	千円
第2項 固定資産購入費		2,425	千円
第4項 企業債償還金		483,955	千円
第8項 予備費		5,000	千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入	
第1款 資本的収入		1,388	千円
第5項 工事負担金		142	千円
第9項 他会計出資金		1,246	千円
	支	出	
第1款 資本的支出		19,677	千円
第1項 建設改良費		3,000	千円
第4項 企業債償還金		14,677	千円
第8項 予備費		2,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	147,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換することができる。
資本費平準化債	4,800			
合計	151,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 91,462 千円

令和8年3月3日 提出

観音寺市長 佐伯 明浩